特定二十八―二十六	スギ東育二―百五十四	〃	山形県東根市神町南二丁目一番一号　国立研究開発法人森林総合研究所東北育種場奥羽増殖保存園
特定二十八―二十七	スギ東育二―百五十五	〃	〃
特定二十八―二十八	スギ東育二―百五十八	〃	〃
特定二十八―二十九	県児湯二号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十	県西臼杵四号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十一	県西臼杵五号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十二	県東臼杵六号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十三	県東臼杵十三号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場

特定二十八―三十四	県東臼杵十五号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十五	県姶良六号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十六	県姶良十六号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十七	県姶良二十二号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場
特定二十八―三十八	県指宿一号	〃	熊本県合志市須屋二千三百二十番地　国立研究開発法人森林総合研究所九州育種場

○農林水産省告示第四百九十三号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人北海道有機認証協会が認証に関する業務を行う事業所について、平成二十九年二月二十日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
	北海道札幌市中央区南一条西十丁目一―二	北海道札幌市中央区南一条西十丁目四番地百五十